

民間シェルターのメリット・デメリット

DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会(第2回)

原構成員
提出資料

平成31年3月12日

| メリット | デメリット |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・クライアントに合わせた柔軟な対応が可能で、先駆的・先進的な支援が展開できる。・公的には対応が難しい柔軟な支援提供がスピーディに展開できる。・クライアントの隣人的な存在として支援展開ができる。 <p>・日本におけるDV被害者支援をけん引してきた。</p> <ul style="list-style-type: none">・クライアントのニーズに対応しつつ、公的でないサービスを公的に作るよう要望できる。 (当事者の代弁活動、ロビー活動、ボトムアップでのサービス提案)・地域の様々なボランティア団体等のCSOとの連携がしやすい。 | <ul style="list-style-type: none">・民間シェルターそれぞれの個性があるため、支援内容の基準や標準がない。・ボランティアベースの活動のため、人の投入が難しい場合がある。・活動に関わる人の考えや思いは同一性を持ちやすいが、リーダー的存在の意向や意見に偏ることがある。・先駆的・先進的な取り組みができるが、他の場所でも同じことができる再現性が低い。・手弁当な活動になりやすい。 <p>・寄付金や助成金といった資金に頼らざるを得ないため、財政面で不安定になりやすい。</p> <ul style="list-style-type: none">・人材の入れ替わりがあまりなく、世代交代できないといったことが起きやすい。(活動が1代で終わり団体が無くなることもある) |

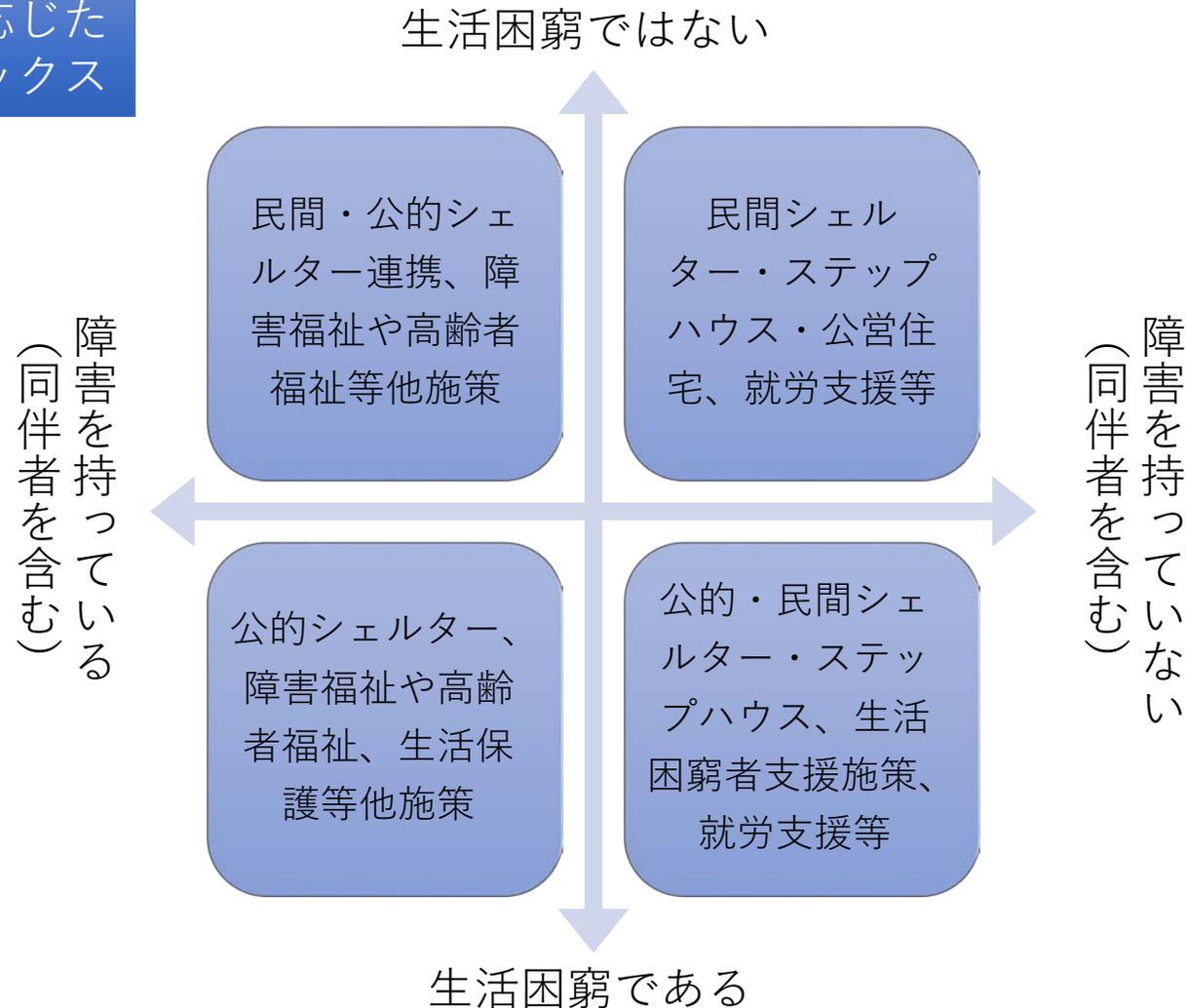
公的一時保護のメリット・デメリット

| メリット | デメリット |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 社会保障として、利用対象者であれば、誰でも無料で利用できる。・ 行政機関等との連携がしやすいため、クライアントが必要な手続きをスムーズにできる。・ 全国どこでも統一したサービス提供が可能。・ 婦人相談員など、専門知識・技術の研修を受けた人が支援に当たる。・ クライアントを支えるネットワークづくりがしやすい。 <ul style="list-style-type: none">・ 施設は確実に存在し続けることができる。・ 人事異動など人の流動による連携促進も期待できる。・ 人材確保が雇用として可能。 | <ul style="list-style-type: none">・ 税金を使った社会保障であるため、クライアントの多種多様なニーズに対応しにくい。・ 支援内容が定型化しやすい。・ クライアントのニーズに対応できなければ、保護につながらないか即中断となる。・ クライアントと支援職員との関係が、上下関係になる可能性がある。・ 私的社会資源（親族や友人、ネット上の知り合い等）への接触が必要最小限に規制される。・ 生活時間をクライアントが自由に決めることができずルールに縛られることも多く、支援の質の部分では疑問。 <ul style="list-style-type: none">・ クライアントのニーズに合わせた新たなサービス展開が難しい。（スローペースであり、新たな支援内容を開発しにくい）・ 地域の様々なボランティア団体等のCSOとの連携がしにくい。（閉鎖的で、連携先が固定化しやすい） |

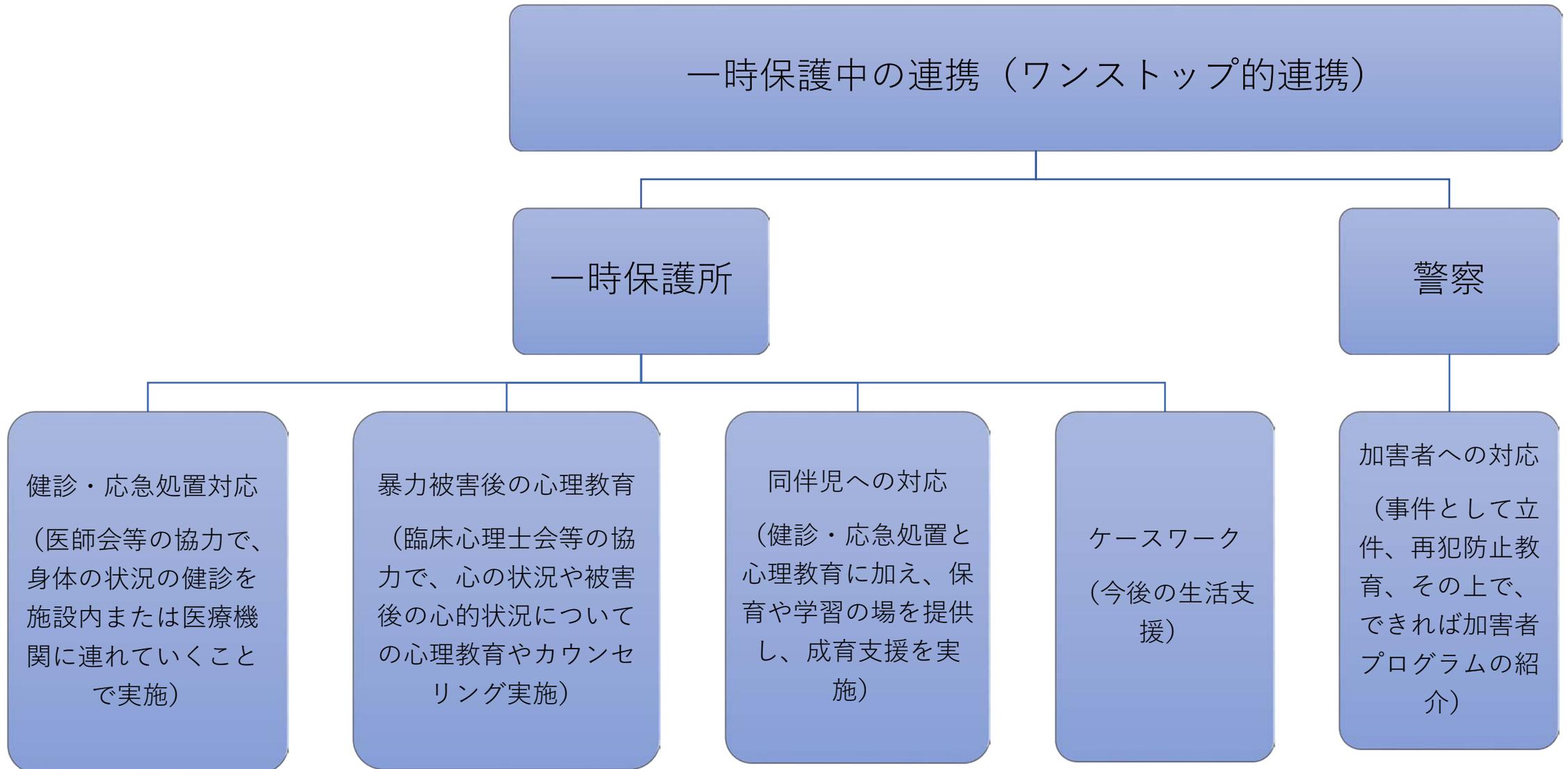
一時保護について

被害者のために、これから必要な支援の仕組み

被害者等の特性に応じた
関係施策のマトリックス



一時保護中に必要な支援の仕組み



被害者のためにこれから必要な支援の仕組み

| ハード面・ソフト面の充実 | 連携の促進 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・一時保護施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化。・高齢者・障害を抱える被害者の一時保護ができる。・学習や保育の場所、軽スポーツができる程度の場所の必置。 (現時点では、売防法に則った婦人相談所設置要綱では構造設備に入っていない)・被害者と同伴児を分離しない設備（男児や学齢期を理由に他施設に分離しないで済む居室や施設設置）・暴力被害者支援に特化した施設・暴力被害者支援に求められる基本的な知識・技術の研修から、より専門的な知識・技術の習得。・S Vの機会を年に数回は確保できる。・制度の間にいる若年女性の支援の取組みと親権者との権利関係整理。・新たな相談ツールの開発。・一時保護の入所条件の緩和。 | <ul style="list-style-type: none">・関係する他機関多職種連携促進のため、コーディネート機能の必要性について共通認識を持てる。・一時保護の入口・出口の役割となる市区町村において、退所後に地域でひとり親家庭等として生活していけるよう、ネットワークづくりを行う。・関係機関のそれぞれの内部において、関係部署に暴力被害者支援の担当者を置き、関係部署で提供できる支援等の情報を担当課とりまとめ役に速やかに行えるような内部ネットワークづくり。 |